

「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」(観光庁)

鳥取島根エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における

「推進組織の法人化等に向けた検討支援業務」

公募説明書

1. 事業名

鳥取島根エリアの高付加価値なインバウンド観光地づくり事業における「推進組織の法人化等に向けた検討支援業務」

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年2月20日(金)まで

3. 事業の目的

- ・観光庁では、今後のインバウンドの本格的な回復を見据え、訪日観光における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者の地方への誘客を促進することとしている。このような背景のもと、観光庁において、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を策定(2022年5月)、同アクションプランに基づき、高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援を行うモデル観光地として、「鳥取島根エリア」を含め11地域が選定された(2023年3月)。2024年9月には、新たに3地域が選定され、全14地域となっている。

【観光庁ホームページ 訪日旅行での高付加価値旅行者の誘致促進】

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/inbound_kai_fuku/kofukakachi.html

- ・SAN' IN 観光ビジネス推進企業体(以下「企業体」という。)は、観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」事業・モデル観光地に選定され、2023年度に山陰エリアのマスタープラン(以下「MP」という。)を策定するなど、高付加価値旅行者の山陰エリアへの誘客を目指している。MPでは、地域の将来像と成果目標を設定し、ヤド、ヒト、アシ、ウリの4つの成果指標を示し、各項目の目標達成に向けた取組みの方向性を示している。本業務では、(一社)山陰インバウンド機構、鳥取県、島根県のほか、関連事業者との連携・協働のもと、ファンド、ランドオペレーター、観光まちづくり支援等の機能を有し、高付加価値なインバウンド観光地づくりの中核となる地域観光経営を担う新法人の設立へ向けた、事業計画の策定と推進体制の整備を行う。今年

度中の新法人の設立を目途とし、次年度以降に実施される「ヤド、ヒト、アシ、ウリ」の整備・誘客施策との実装的な連携体制を構築し、持続可能な観光地経営と地元経済循環の仕組み化を図ることを目的とする。

※1 別紙1(マスタープラン2024 概要版)

4. 業務内容

上記の目的を踏まえ、次の業務を遂行すること。

1) 推進体制の構築

鳥取県、島根県、(一社)山陰インバウンド機構等と連携し、地域観光経営を実践的に進めるための新法人の設立に向けた支援を行う。

(1) 事業計画の策定

(一社)山陰インバウンド機構との連携・協働により、高付加価値な観光地づくりを推進するために新法人が備えるべき機能、推進する事業、体制等を明らかにするとともに、これまでの地域事業実績の事例に基づく現実的な5か年程度の事業計画を策定すること。

なお、持続可能な観光地経営に資するよう留意し、以下1～5を具体的に実施すること。

- ① 「地域経営」における目的を規定すること。
- ② ステークホルダーを整理(公的機関、金融機関、民間事業者との役割分担等)すること。
- ③ 地域経営における必要な機能の明らかにすること。
- ④ ステークホルダーが参画するワーキンググループ会議の組成・運営(期中に3回程度会議実施)すること。
- ⑤ 必要な機能の充足に係る事業計画を策定(地域経営体制構築に向けた具体的な計画)すること。

(2) 推進体制の整備上記の検討を踏まえ、新法人のメンバー構成、運営体制を構築すること。なお、新法人が担う機能としては、投融资、ランドオペレーター、コンサルティング、観光まちづくり開発等を想定し、持続可能な観光地経営に資するよう留意する。なお、将来的に「ヤド、ヒト、アシ、ウリ」の受け皿とする法人としての機能も想定し、実際の運営体制も考慮した体制を検討する必要がある。加えて、持続可能な観光地経営において、金融支援の体制構築は必要不可欠な要素であり、地域の主要金融機関との連携体制も示すものであるこ

と。また、新法人の設立報告会を開催し、内外の関係者へ報告・共有する。

2) ワーキンググループ会議の開催

企業体内に金融機関、関連事業者等で組織する法人化に関するワーキンググループについて、検討内容を企画・運営し、推進体制の構築に向けた機運醸成、関係事業者の合意形成を図る。

ワーキンググループは3回程度の開催を想定する。検討に必要な知識・経験を有する専門家等を招聘し、円滑な協議となるよう留意すること。

また、企業体が主催する各会議と連携すること。

1) ～2) における共通事項

業務を遂行する上で、次のことに留意して実行すること。

- (1) 業務の実施にあたって、企業体に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。
- (2) 企業体への連絡及び報告に使用する言語は日本語とする。
- (3) 各業務の準備を含む実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- (4) 各業務を運営管理する者（以下「進行管理者」という。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ業務の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- (5) 事業の実施結果については事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に企業体に確認のうえ、取り纏めること。
- (6) 業務の実施に際しては、企業体との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。
- (7) 企業体が今年度実施する別事業と連携をすること。

5. 事業報告書の作成

当該事業終了後すみやかに、以下の内容を記載した事業報告書を作成すること。

1) 記載内容詳細

- ・事業概念図（事業の全体像が1枚で説明されたもの）
- ・事業実施結果の概要
- ・取組内容詳細

- ・解決すべき課題とその状況、対応策等
- ・経費内訳*
- ・総括
- ※ 対象経費確認等のための「2025 年度版 事業の手引き」は受託事業者のみに開示する。

2) 留意点

- ・企業体と充分にコミュニケーションをはかりながら、事業報告書を作成すること。
- ・事業実施状況、経緯、結果、課題等を分かり易く編集すること。

6. 成果物の内容

本事業の成果物として、以下の納品物を提出すること。

- ・事業計画書
- ・事業報告書*
- ※ 上記はすべて電子データの提出のため書面や冊子は不要、またファイルの種類やフォーマットは問わない
- ・委託業務に係る経費証憑書類及び関係証拠書類
- ・各会議の議事録

7. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。

8. 作成物に関する権利の帰属

業務を遂行する上において、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て企業体に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約束するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ企業体に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (4) 上記(1)(2)(3)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

9. その他

- (1) 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、企業体に帰属するものとする。
- (2) 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- (3) 業務の実施に伴い知り得た企業体及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- (4) 企業体は、業務実施過程において本業務説明書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (5) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに企業体に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (6) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により企業体と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により企業体に事前に報告し承認を得るものとする。
- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、企業体は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。
- (8) 契約代金の支払いに関しては、企業体と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引いた額で精算するものとする。
- (9) 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに企業体へ相談し、指示に従うこと。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都

度、企業体と別途協議の上、処理すること。

- (1 1) 企業体は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を企業体HP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- (1 2) この事業は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に基づく事業であるため、その「モデル観光地への支援内容について」の事業実施の手引きを事業受託後に確認し、その内容に沿って実施すること。

10. 本件の問合せ先

〒690-0887 島根県松江市殿町 43 3F

SAN' IN 観光ビジネス推進企業体 担当 広瀬、肥後

電話 (0852)61-8015 F A X (0852)61-8023 メール：kankou@expe-s.com